

No.4-4

子どものいる世帯への支援

実施日： 年 月 日

目次

	内 容	頁
はじめに	本研修の獲得目標を確認する	2
	ワークを行う上での留意点	3
本編	I. 子どものいる世帯の状況について	4
	1. 子どものいる世帯が抱えている悩み	
	◆ワーク 子どものいる世帯への支援で難しさを感じる場面は？	
	II. 子どものいる世帯への支援にあたって	11
	1. 子ども施策の基本理念「こども基本法」	
おわりに	2. 生活保護受給者に対する「子どもの貧困」主な施策	
	3. 主な連携・相談先	
	4. 援助方針策定にあたってのアセスメントの観点	
	III. 事例で深める！子どものいる世帯への支援	27
	まとめ	49
	獲得目標の確認と振り返り	50
	出典・参考図書・文献	51

- ✓ **子どものいる世帯の特徴や基本的な知識を学び、支援にあたっての考え方や姿勢を理解する**



日々の仕事を振り返りつつ、明日からの仕事に活かせるよう
学びを深めていきましょう

ワークを行う上での留意点

本教材は、受講者のみなさん同士で意見交換をする「ワーク」を取り入れています。
ワークを意義ある時間にするために、以下のルールを守りましょう。

批判しない

- 「思ったこと」を率直に、自由に話し合う上で大切なルールです。
- ネガティブな意見や、「理解できない…」と感じる意見が出てきたとしても、それを頭ごなしに否定はせず、まずはその意見をそのまま受け止めましょう。



みんなの意見を聞く

- 限られた研修時間を有効に活用するために、参加している人全員が発言の機会を持てるようにしましょう。



聞いたこと、話したことはこの場限りで

- 安心して話せる場を作るために大切なルールです。
- 誰かに共有したいと感じたよい話があれば、共有してもよいかどうか、講師や本人に相談しましょう。



皆さんの仕事においても、重要な視点ですね。



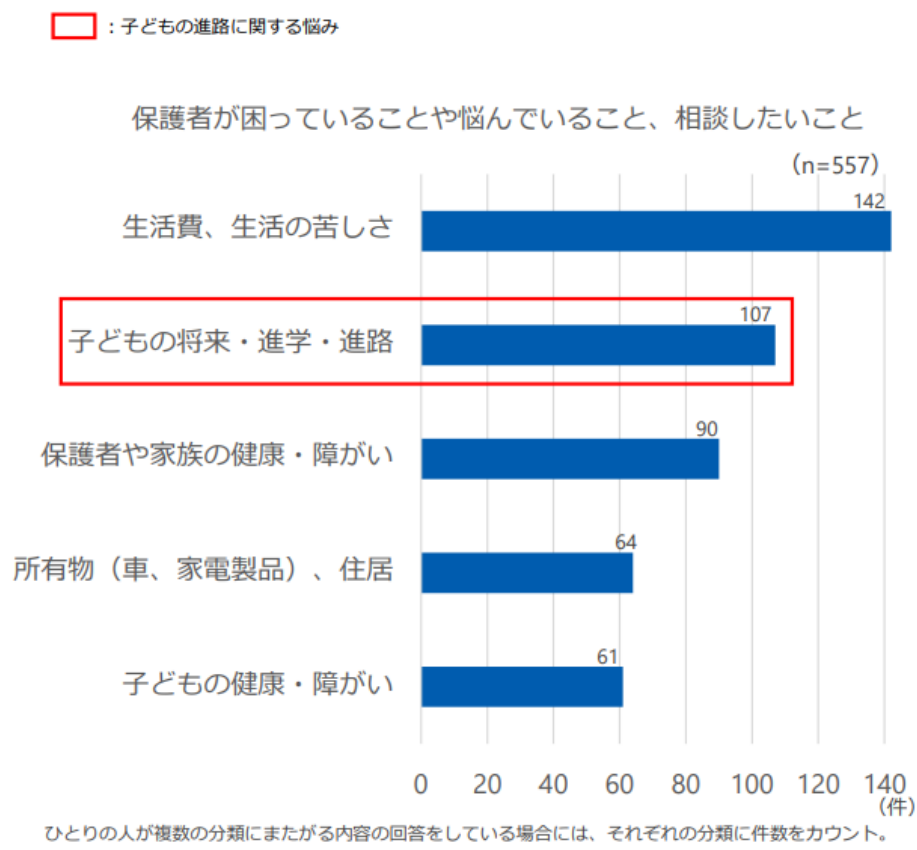
I. 子どものいる世帯の状況について



子どものいる世帯の場合、どのような悩みがあるのか、
どのような観点で接すればよいのかを学びましょう。

1. 子どものいる世帯が抱えている悩み

- 生活保護受給世帯において、**保護者**が困っていることや悩んでいること、相談したいことは「生活費、生活の苦しさ」の次に、「子どもの将来・進学・進路」が多いことがわかります。

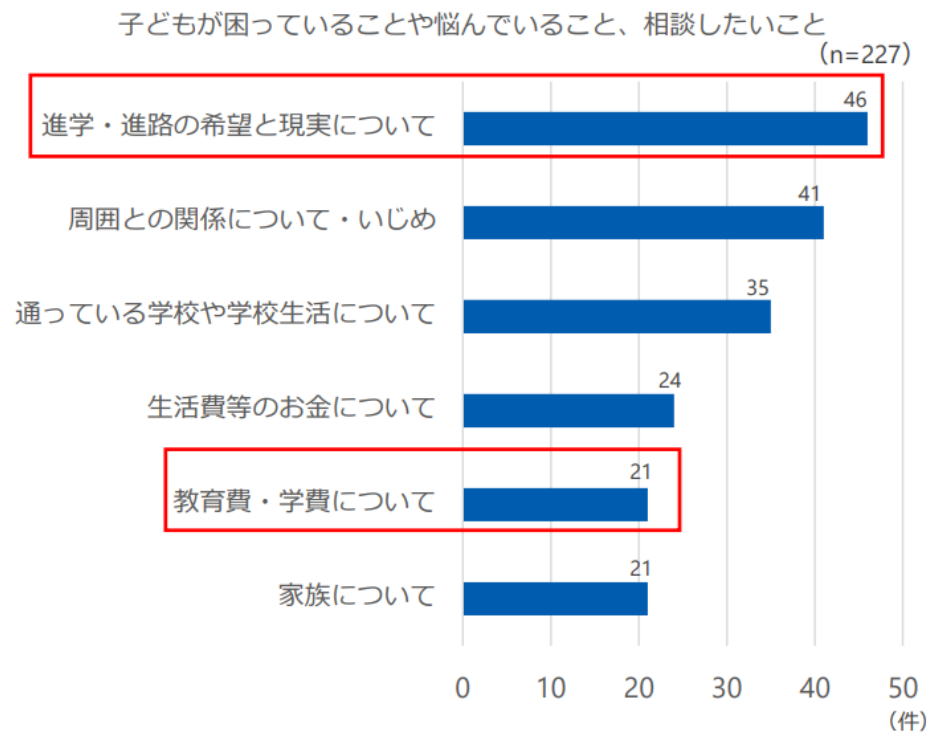


悩み	具体的な内容
生活費、生活の苦しさ	○習い事や学校での必要経費にお金がかかり、自分のために使えるお金がまったくない。 ○部活もしたいと言われても、先にお金のことがあるのでなかなか難しいです。 ○毎月ギリギリの生活費で、子どもたちと出かけたり、思い出に残るようなことをしたことがない。
子どもの将来・進学・進路	○子どもが大きくなるにつれて学校費用などお金がかかるようになり、大学に行きたいという子にダメと言いたくないし、過ごしていけるか不安になる。 ○病気の子ども2人との生活の中で、上の子は専門学校へ行きたいと言っていますが、入学金とかがいろいろかかるため、行かせることができない。
保護者や家族の健康・障がい	○日によって体調が変動するので、相談会などの予約ができない（行かれる自信がない）。 ○仕事をしたいのですが、体調が不安定。自宅ですることができる仕事したいのですが、情報が少ない。
所有物（車、家電製品など）、住居	○子どもたちに自宅で勉強する場所がないと言われます。洋服や靴も買ってあげられない。お小遣いもあげられない。携帯や一人一人の自転車などをほしがる。 ○必要な物を揃えられない。寒さや暑さの時期に費用が足りなくて困る。
子どもの健康・障がい	○母子家庭で子どもは発達障がい。小学校で学習支援学級に通っているが、中学、高校卒業、就職、自立できるか心配です。 ○発達障がい（ADHD）のせいで落ち着きがなく、突発的な動きに私がついていけません。親の心のケアが必要な時もあります。

(続き)

- 生活保護受給世帯において、**子ども**が困っていることや悩んでいること、相談したいことは「進学・進路の希望と現実について」「周囲との関係について・いじめ」が多いことがわかります。

□ : 子どもの進路に関する悩み



ひとりの人が複数の分類にまたがる内容の回答をしている場合には、それぞれの分類に件数をカウント。

悩み	具体的な内容
進学・進路の希望と現実について	○大学に行きたいけど、家にお金がない。 ○高校卒業後、就職か進学か迷っている。お金の面での心配がある。 ○大学への進学が決まり、奨学金を借りて学費を払うのですが、それでも足りないです。
周囲との関係について・いじめ	○もっと周りの人達との人間関係を良好にしたい。 ○嫌がらせ（いじめっぽいもの）を受けている。友達と上手くいかない。
通っている学校や学校生活について	○学校の先生とぜんぜん合わなくて、すごく困っています。もっと学校に行きたいです。 ○卒業後の進路が全く見えない。担任との懇談でも頼りない答えしか返ってこなく、とても不安だ。
生活費等のお金について	○家賃で家計が逼迫している。 ○就職が決まり運転免許がほしい。しかしお金がない。
教育費・学費について	○高校や大学等の授業料も無償化してほしい。 ○進学時の費用を支援してほしい。塾に行くお金がないから、塾みたいになっけりとした人に勉強を教えてほしい。
家族について	○お父さんがいないからお母さんが大変。お金がない。きょうだい3人いるから大変。 ○私自身、知的、持病等があり、人に伝えることが難しかったです。母も難病ですが、他に身内がないため、母から色々とお気をつけることを教えてもらっていますが、将来が不安です。 ○勉強をして働いて、お母さんを休ませたいです。

子どものいる世帯における主な生活課題

①子どもの生活課題（例）

虐待、障害・傷病、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、学力の未定着・進学の断念、居場所がない、親と一緒に暮らせない など

②親自身の生活課題（例）

障害・傷病、多重債務、夫婦不仲、DV、離婚問題、求職、育児放棄、相談相手の不在・孤立 など



**子どものいる世帯では
「子どもの課題」と「親自身の課題」が
混在（複合化）していることもあります。**

両者の課題が混在している場合、どのような観点で支援すべきか、次頁で確認しましょう



(続き)

子どものいる世帯における主な生活課題

子どもと親自身の生活課題が混在（複合化）している場合、
子どもの課題と親自身の課題を
理解・整理（アセスメント）することが重要です。

それを踏まえて、ご本人たちの希望を確認しつつ、
どのような支援が必要か、何から支援すべきか、
将来の展望も含めて丁寧に聞き取りながら、
優先順位をつけて支援していくことが大切です。

✓ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者」のことです。

こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からないなどの理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。

ヤングケアラーの支援については市区町村の「こども家庭センター」又は児童福祉担当部署等と連携しましょう。



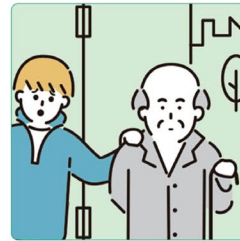
障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブルの問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



受講者同士で、自由に意見交換しましょう

**子どものいる世帯への支援で
難しさを感じる場面は？**

Ⅱ. 子どものいる世帯への支援にあたって



子どものいる世帯への支援にあたって、大切にしたい考え方や姿勢、主な連携先、関連施策等について学んでいきます。

1. こども施策の基本理念「こども基本法」

- 「こども基本法」は、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。
- こども基本法には、以下の6つが「基本理念」として掲げられています。子どもに対する支援において基本となる考え方となるため、子どものいる世帯の支援の際には念頭に置いて接しましょう。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



2. 生活保護受給者に対する「子どもの貧困」主な施策

ポイント：子どもの学習支援に関する各種対応

- 生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習・生活環境、学習意欲や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えており、保護者も周囲の地域との関わりが少ない傾向があります。必要な情報や支援が届きにくいという課題もあります。
- 貧困の連鎖を予防するため、子どものいる世帯への教育施策を含めた各種支援施策の説明や助言等を通じて、子どもの学習や進路選択の支援を行うことが重要です。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

- 教育扶助費の支給
- 生業扶助（高等学校等就学費）の支給
- 子どもの学習塾費、大学等の進学費用について、奨学金やアルバイト収入から収入認定除外
- 大学等に進学した場合の世帯分離の取扱い（大学等に進学した子どもに係る住宅扶助費は減額しない）
- 進学・就職準備給付金の支給
- 子どもの進路選択支援事業



▲○カツ！

教育・こども関係施策

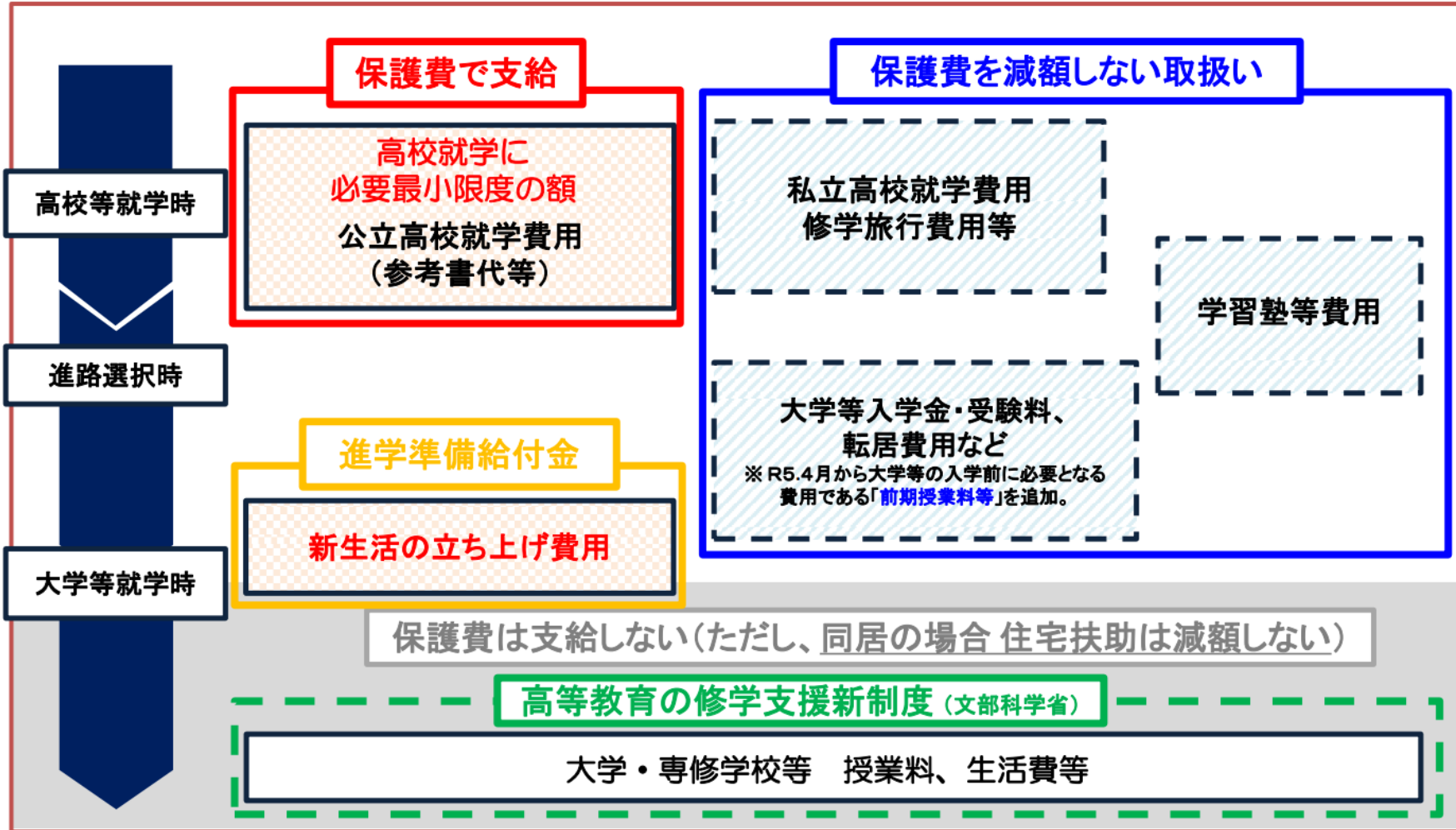
- 就学援助制度
教育扶助の対象外の経費（修学旅行費用等）の助成
- 高等教育の修学支援新制度【文部科学省】
 - ①授業料等の減免
 - ②給付型奨学金の支給
- こどもの生活・学習支援事業【こども家庭庁】



厚生労働省のホームページに掲載している「「○カツ」」では、生活保護受給中の子どものいる世帯の支援策などを分かりやすくまとめています。積極的に活用しましょう。

(続き)

- 生活保護受給世帯の高校生に対する支援の仕組みです。
- 大学等への進学をさらに支援する観点から、高校生のアルバイト収入等を認定する際、除外する範囲に、進学前に納付する費用である前期授業料等を含めることも考えられると示されたことを踏まえ、令和5年4月から、大学等の前期授業料相当について収入認定除外することとなっています。

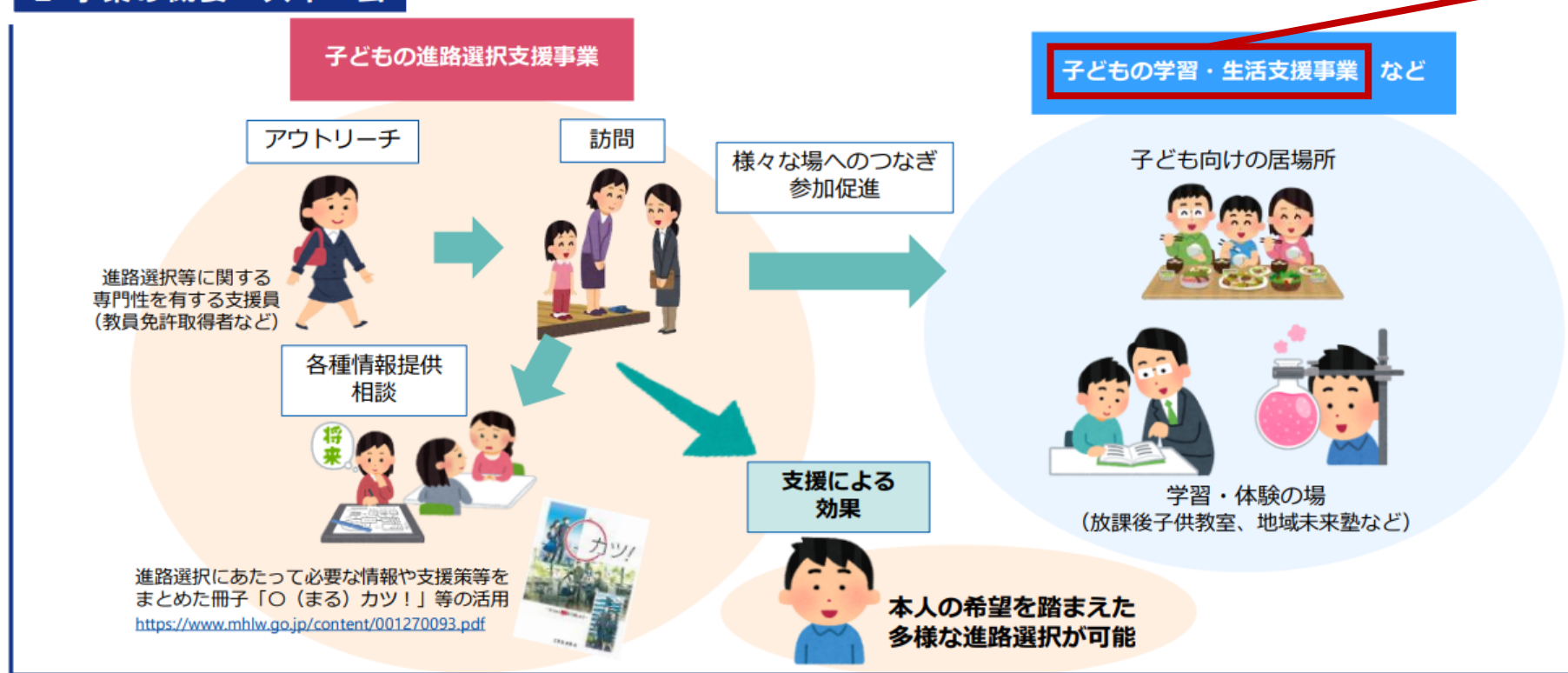


(続き)

- 改正生活保護法の施行により、「**子どもの進路選択支援事業**」が開始されました(R6.10.1)。
- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、**必要な情報や支援が届きにくい**という課題があります。また、福祉事務所のケースワーカーは、**教育面での支援に必要な知識(子どもの発達等)が不足している**といった課題もあります。
- この事業は、貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員による訪問等により、**学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言**を行い、**本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る**ことを目的としたものです。

生活困窮者自立支援制度における施策(次頁参照)

2 事業の概要・スキーム



(続き)

- 生活困窮者自立支援制度では、任意事業として「**子どもの学習・生活支援事業**」が行われています。
- 子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校中退の防止支援などを行います。また、子どもの進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います。
- 生活困窮者自立支援制度の事業ですが、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもが対象**です。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等

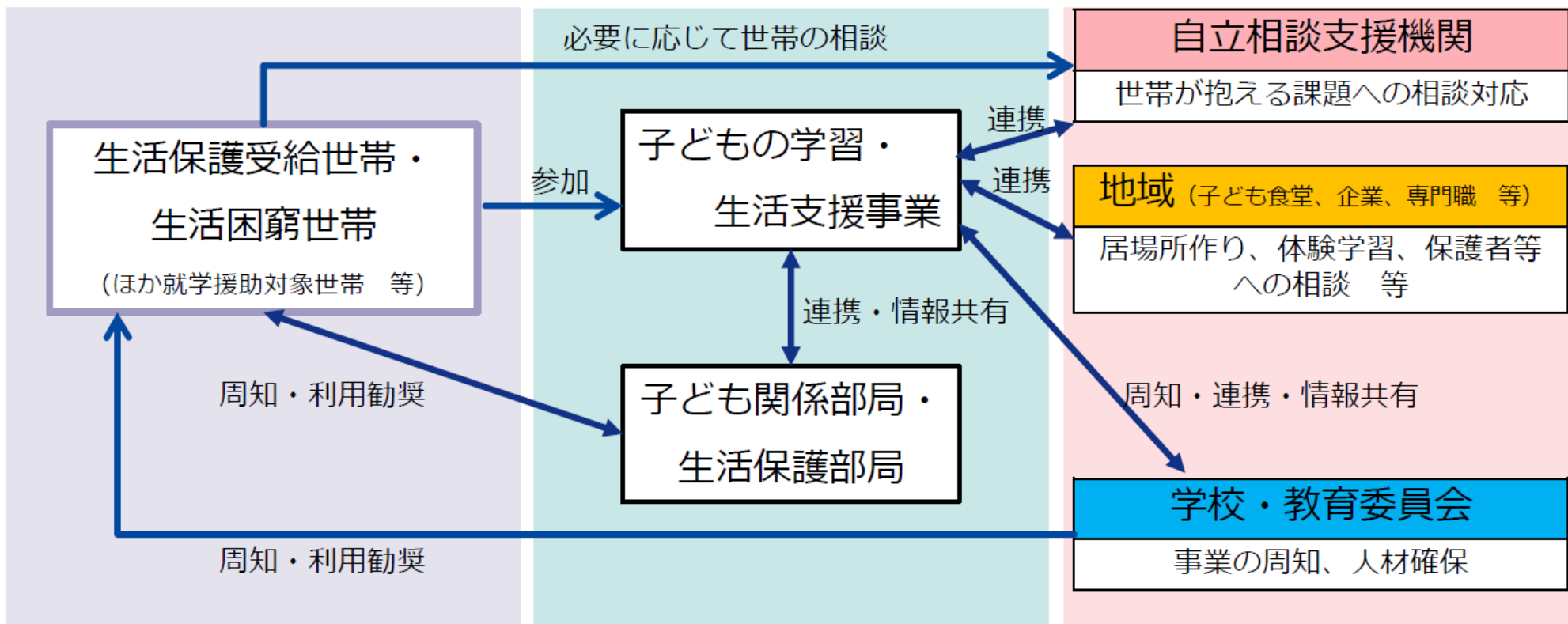


子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



(続き)

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯に対して、子どもの学習・生活支援事業の周知を行い、事業の参加を促すことが求められています。
- 地域において子どもの学習・生活支援事業を実施している場合は、CWとしても、子どものいる世帯に助言し、生活困窮者自立支援制度の担当部局や、子ども関係部局との連携を行っていきましょう。



▲子どもの学習・生活支援事業の支援体系図

3. 主な連携・相談先

- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 母子・父子自立支援員、婦人相談員
- ▶ スクールソーシャルワーカー
- ▶ こども家庭センター
- ▶ 保健師・保育士・こども家庭ソーシャルワーカー
- ▶ 児童相談所
- ▶ ハローワーク・マザーズハローワーク
- ▶ 社会福祉協議会
- ▶ 法務少年支援センター
- ▶ 警察・配偶者暴力相談支援センター

他にも様々な機関があります。
上記の機関も含めて、自治体の各機関や専門職を確認しておきましょう。



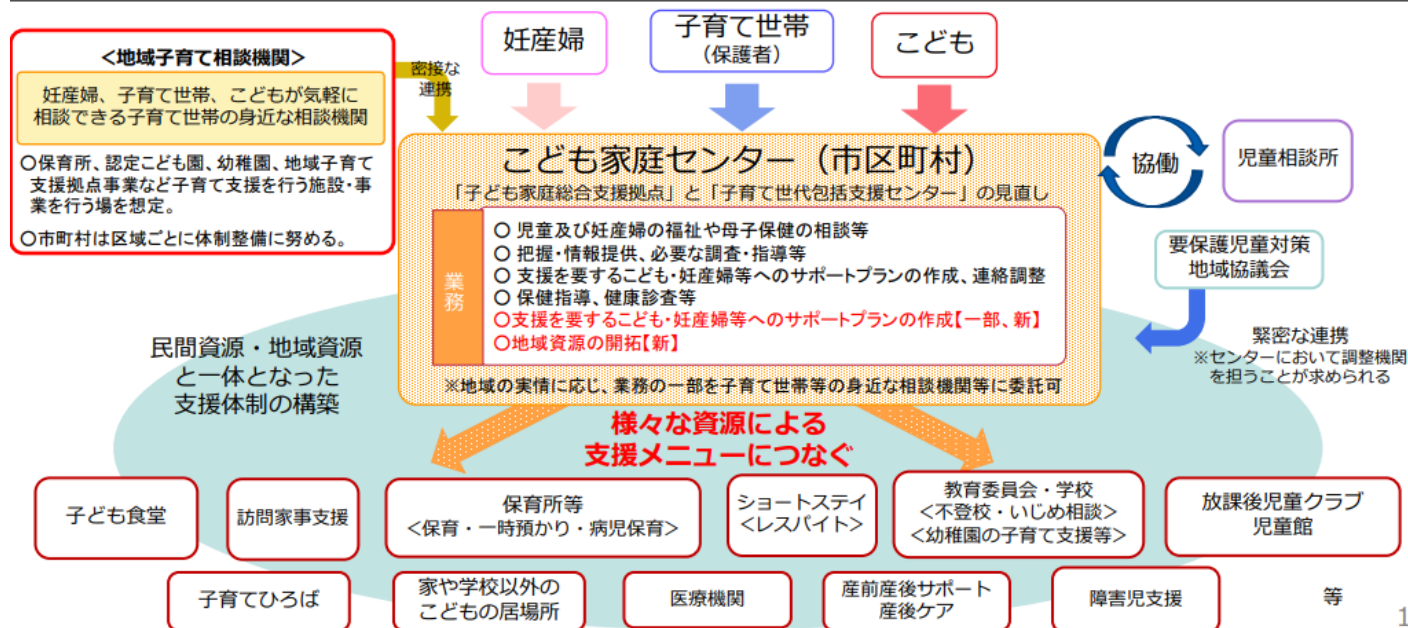
(続き)

✓こども家庭センターとは

子育て世帯を包括的に支援する体制を構築するため、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、子育て世帯に対する相談支援機能を一体化させた「こども家庭センター」が、令和6年から設置されています。

自地域の「こども家庭センター」との連携状況について、確認しておきましょう。

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わないければならない業務として位置づけ



(続き)

✓児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づく行政機関で、子どもと子どもを養育する保護者等のための専門相談を行います。子どもの権利を擁護することを基本に、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が、さまざまな子どもと家庭の問題に対応します。必要に応じて一時保護を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境その他の状況を把握し、適切な援助を判断します。保護者と暮らせない場合は、乳児院や児童養護施設、里親等に児童を措置する役割があります。

相談の種類	主な内容
養護相談	保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
保健相談	未熟児、疾患等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
育成相談	家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
その他	

出典：東京都港区『児童相談所とは』, <https://www.city.minato.tokyo.jp/jidousoudanjunbitan/soudan/about.html>

こども家庭庁『児童相談所の概要』をもとに作成

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/43ce0992/20230401_policies_jidouguyakutai_10.pdf

4. 援助方針策定にあたってのアセスメントの観点

- 受給者の生活状況を踏まえ、個々の受給者の自立に向けた課題を把握します。
- アセスメントに当たっては、支援対象者の持つ良い点や力を大切にしていける視点が重要です。

◆基礎的な内容

- 親の育児や子どもの生活状況（家事、家計管理）、健康状態はどうか
-  子どもの状況：生育状況、学校への通学状況、今後の進路希望などの状況、家族に介護等が必要な世帯員がいる場合にヤングケアラーとして介護等をしていないか、虐待等の疑いはないか
- 母子世帯の場合は前夫との関係や、こどもの養育費の援助の状況はどうか
- 稼働できる場合は就労状況はどうか、稼働していない場合は就労できる可能性はどうか

◆その他

-  近隣との交流など地域との関係はどうか
- 子どもが今楽しんでいること、熱中していることは何か

 は、できるだけ子ども自身との面接により把握することが望まれます。

(続き)

(子どもに着目した) 支援に役立つ4つのポイント

- ① 親の思いを受け止める
- ② 子どもの声を聞く
- ③ 将来を考える機会を作る
- ④ 担当者が一人でかかえない

とくに④について、被保護世帯の中には、子どもの養育ができない状況になっていたり、子どもとの関係構築ができずにいる親もいます。また、子ども自身が学校になじめなかったり、友人関係で悩みをかかえている場合もあります。福祉事務所内で世帯の状況を共有するとともに、**子どもとかかわるさまざまな支援機関との連携体制を組織的に構築**し、担当者が親や子どものSOSを専門機関に迅速につなげられるように心がけてください。

(続き)

- 特に学齢期の子どもについては、以下の点も重要です。

- ✓ **教材費や学習支援費等の必要性を確認する**
- ✓ **将来の進学、就職等の希望を聴き取る**
- ✓ **高校生が進学を希望する場合には、アルバイト収入を将来の目標のために充てられること等を説明する**



子ども自身が制度を活用し、
**目標に向けた準備ができるよう働きかけていくことが
求められています。**

(続き)

「〇カツ！～あなたの〇活応援します～」は、生活保護世帯の中学生や高校生が進路を選択するにあたり、必要となる情報や受け取ることができる支援策等についてまとめた進路支援冊子です。

子ども本人や保護者と話す際に活用し、丁寧な説明を心がけましょう。



進路について考えている皆さんへ

将来やりたいことや、勉強したいことはありますか？ まだ何も思い浮かばない人も、もう将来の夢をもっている人もいると思います。もしかしたら、家庭の事情などからあきらめていることがあるかもしれません。でも、あきらめる前に、この冊子を手に取って考えてみませんか。

この冊子には、これからの進路にはどんな選択肢があるか、進路を実現するためにどんな準備をしたらいいか、どんな支援を受けることができるか、皆さんが将来を考えるときに見てもらいたい、知ってもらいたい情報をのせました。皆さんと同じような環境で、頑張って将来に向かって走っている先輩を紹介しているページもあります。この冊子が、将来のことを考えるきっかけとなり、夢を実現するための助けになればと思っています。

あなたの周りには、あなたのやりたいこと、将来を応援してくれる人がたくさんいます。受験、進学の準備、部活動、就職活動など、皆さんそれぞれの「〇〇活動」を、私たちも応援したいと思って、この冊子を「〇カツ！」と名付けました。皆さんの思い描く色々な夢、可能性、私たちにも応援させて下さい。

目次

みんなで応援しているよ！〈中学生向け〉	2
中学卒業後の進路を知りたい！〈中学生向け〉	3
高校に入学したら？〈高校生向け〉	4
高校卒業後の進路を知りたい！〈高校生向け〉	5
先輩たちを紹介するよ！〈中・高校生向け〉	6
学校ではどれくらいお金がかかるの？〈中・高校生向け〉	8
高校生はどんな制度が活用できるの？〈高校生向け〉	9
アルバイトを始めたい！〈高校生向け〉	10
大学進学時にはどんな制度が活用できるの？〈高校生向け〉	11
授業料免除や給付型奨学金制度があるよ！〈中・高校生向け〉	12
奨学金を活用しよう！〈中・高校生向け〉	13
奨学金の申し込みはいつから？〈中・高校生向け〉	14
就職したい場合は？〈中・高校生向け〉	15
どんな仕事があるのかな？〈高校生向け〉	16
【資料編】大学進学に関する資料	17
【資料編】進路選択の相談先について	18
【資料編】独自の支援制度について	19
【資料編】ヒアリングシート	20

(続き)

支援にあたり以下のような困りごとに直面した際は、ここにあることをヒントにしてみてください。



**お子さんになかなか会うことができません。
生活のことや学校のことなど、直接色々聞けるとよいのですが…。**

子どもに直接会うことが難しい場合でも、継続的な支援をしていく必要があるため、なるべく会う機会をうかがいましょう。

通学している子どもと面接する場合は部活動のない日、学校行事の代休日や長期休業期間などを利用しましょう。

家庭以外で子どもと面接する場合は、学校や公民館、役場などを利用するなどの工夫が考えられます。



ミニワーク「あなたの職場ではどうしますか？」

(続き)



親子関係や子どもが抱える問題に対して、ケースワーカーの関わりを拒否されるのですが、どうすればよいでしょうか…。

査察指導員を含めた役割分担により複数体制で粘り強く関わりましょう。

一方で、生活保護による支援以外の切り口で、関わりの糸口を探ることも重要です。例えば、生活困窮者自立支援法では学習支援や不登校・ひきこもり支援などが実施されています。それ以外にも様々な子どもにとっての「居場所づくり」が進められています。地域の中でそれらを数多く見出し、連携して問題解決にあたれるようにしましょう。



ミニワーク「あなたの職場ではどうしますか？」

Ⅲ．事例で深める！子どものいる世帯への支援



「子どものいる世帯」の事例検討に取り組んでみましょう。

ここでは、例題をもとに、「①課題分析」「②ストレングスの検討」「③冰山モデルでの理解」「④（改めて）課題分析」「⑤援助方針の策定」の5つのステップで、対象者の理解を深めていきます。

この枠組みを使用して、日々の業務の中で「今後どのように支援していけばよいだろう？」と感じている事例についても、検討してみてください。

この事例検討は、以下のプロセスですすめていきます。

躓いたら、研修教材「No.3-5 アセスメントと援助方針の策定」も参考にしてくださいながら、ポイントを確認しましょう。

事前準備（事例の概要を記入）

1 課題分析

2 スtrenグスの検討

3 氷山モデルでの理解

4 （改めて）課題分析

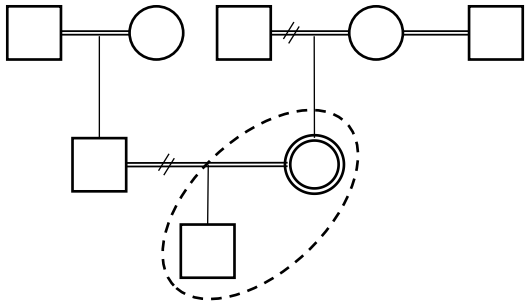
5 援助方針の策定

はじめに：検討したい事例の概要

分かっていることだけで
かまいません

世帯・続柄		性別	年齢	職業	収入
1	主	女	36	パート就労	有
2	長男	男	15	高校1年生	無

【家族関係図】



【世帯の概要】

- ・ 母子世帯。主は3年前に離婚し、長男とともに2人で生活している。
- ・ 主は、うつ病のため精神科クリニックに通院。毎日3時間程度、清掃のパート就労を休まず継続している。
- ・ 長男は、高校を休みがちである。中学校まではサッカー部のレギュラーとして活躍していたが、母が離婚し公営住宅に転居した中学2年生時に退部。高校では部活に入らず、家でゲームをしていることが多い。
- ・ 人づきあいがほとんどなく、主の相談相手はケースワーカーのみ。

【住環境・日常生活の状況】

- ・ 主は、疲れがあるのか、家の掃除、片付けが行き届いていない。
- ・ 自宅では調理はせず、主が買ってきたものを2人で食べている状況。
- ・ 主は長男が欲しがるゲームソフトなどは買っており、生活費が足りなくなることがある。

【生活歴】

- ・ 主は市内で出生。両親は、主が14歳の時に離婚。父とは、それ以降、音信不通である。母は、その後、介護施設の職員として働きながら、主を育てた。
- ・ 主は、中学卒業後、通信制高校に入学したが中退。服飾雑貨の小売店の店員として働いていた。20歳で結婚し、21歳の時に長男が誕生。
- ・ 5年前に、夫の両親と二世帯住宅で生活を始めたが、そのころから夫との関係が悪くなり、DVを受けるようになった。
- ・ 3年前に、夫と離婚。離婚と同時に長男とともに母子生活支援施設に入所し生活保護を申請。その1年後に公営住宅にて居宅生活を始めた。
- ・ 母は同じ市内に住んでいるが、再婚しており交流はない。

【事例提出者が困っていること】

- ・ 日常生活面に課題があり、家計のやりくりがうまくいっていないが、どのようにアドバイスしたらよいかわからない。
- ・ 主は、長男が学校に行っていないことを心配しているが、長男にどのようにアプローチしたらよいかわからない。

保護の種類	生活扶助・住宅扶助・医療扶助		
保護歴	3年前より開始。		
要介護度	無		
障害手帳	なし		
傷病	主…うつ病にて精神科クリニックに通院 長男…特になし		
ADL	主、長男ともに問題なし		
資産	活用可能な 資産なし	負債	なし
収入、給付	パート収入、児童手当・児童扶養手当		

STEP1 : 主の課題を分析する



事例を読み、どのような課題があるか考えてみましょう。
主以外の世帯員がいれば、世帯員も含めて考えてみましょう。

「3つの自立」の観点から
考えてみることも有効です

記入後、グループで共有してみましょう。



STEP1 : 主の課題を分析する



事例を読み、どのような課題があるか考えてみましょう。
主以外の世帯員がいれば、世帯員も含めて考えてみましょう。

「3つの自立」の観点から
考えてみることも有効です

1. 日常生活の側面における課題（健康・住まい・生活・就労・家族関係など）

- ・家事ができていない。
- ・学校に行っていない長男に、どのように対応したらよいかわからない。
- ・（長男）高校を休みがちであることから、留年などの可能性がある。
また、家から出ることが少ないため、健康状態にも不安がある。

2. 社会生活の側面における課題（人との交流・近隣や地域との関わり・社会参加など）

- ・近隣とのかかわりが少ない。
- ・困った時に助けてくれる人がいない。
- ・（長男）高校を休みがちであり、友人とのかかわりが途絶えている。

3. 経済的な側面における課題（収入・債務・家計のやりくりなど）

- ・家計のやりくりができない。

記入後、グループで共有してみましょう。



STEP2：主のストレングスを考える

課題解決にあたっては、「課題（できていないこと・取り組むべきこと）」だけでなく、本人のもつ強みやよいところ（ストレングス）も把握し、支援の方向性を検討していくことが大切です。

【ストレングスの例】

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望
正直である	金銭管理が正確	相談できる家族がいる	読書が好き
思いやりがある	記憶力が高い	心の支えになっている猫がいる	魚釣りが好き
勤勉である	花を生けられる	年金を受給している	映画が好き
親切である	数字が得意	安心して暮らせる住まいがある	コーヒーが好き
辛抱強い	英語が得意	近所に親友がいる	将来の夢がある
感性が豊か	野球に詳しい	近所に子育てサロンがある	旅行がしたい
：	：	：	：

👉 上記のストレングスの例を参考に、主のストレングスを考えてみましょう。

STEP2 : 主のストレングスを考える



主のストレングスを挙げてみましょう。

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望

記入後、グループで共有してみましょう。



STEP2 : 主のストレングスを考える



主のストレングスを挙げてみましょう。

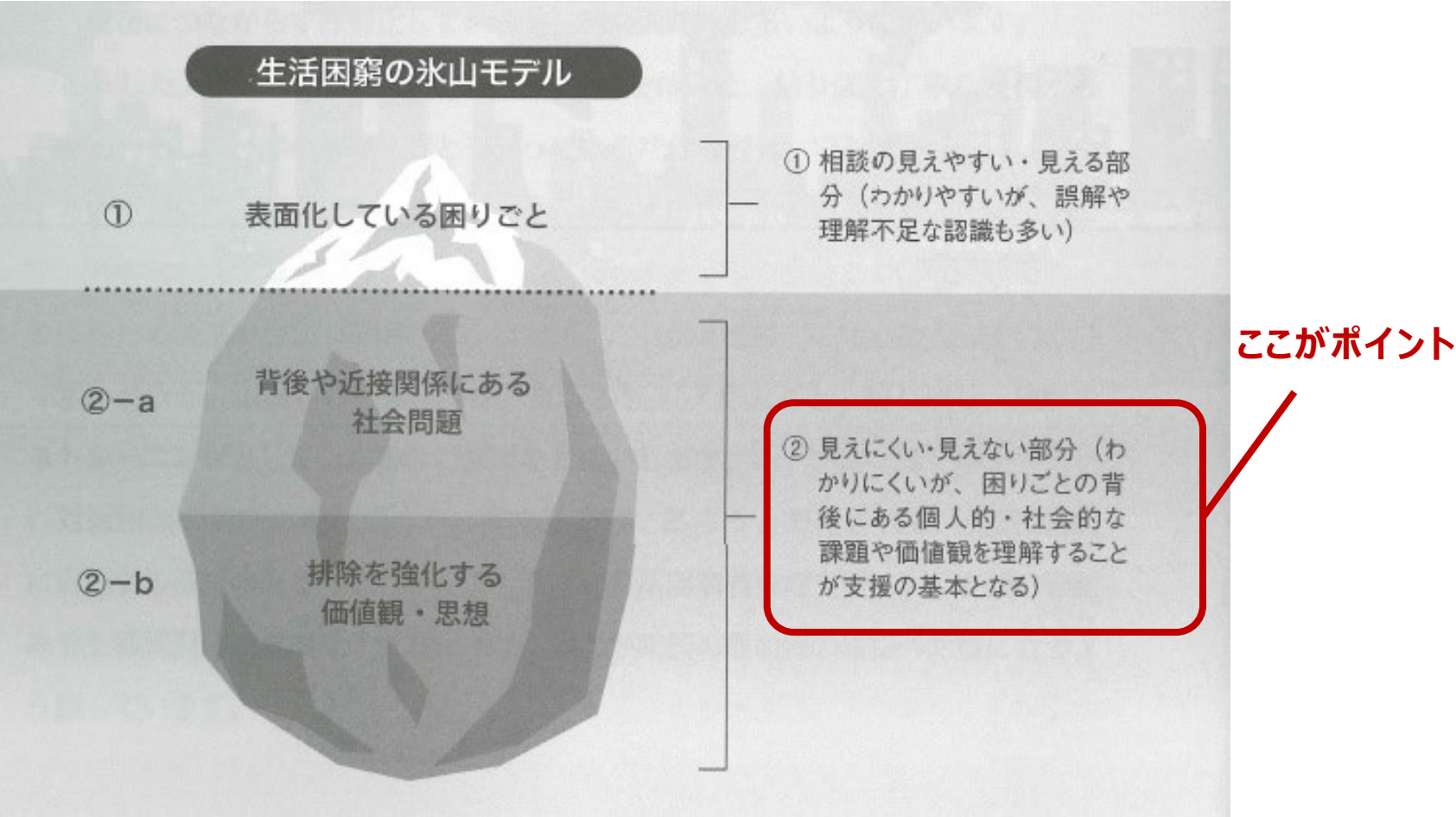
①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望
・子どもを大切にしている。 ・勤勉である。	・パート就労を継続している。 ・一人で子どもを、育ててきた。 ・ケースワーカーに相談することができる。	・ケースワーカーがかかわっている。 ・安心して暮らせる住まいがある。 ・継続して通院できるクリニックがある。	・子どもに、しあわせになってほしいと思っている。 記入が少ない項目は、今後の面接の中で、把握していく必要があります。

記入後、グループで共有してみましょう。



STEP3：主の課題の背景にあるものを考える～冰山モデル～

下図は「生活困窮の冰山モデル」といわれるものです。目の前にいる相談者・要保護者の言葉や行動を通じて、その人がおかれている状況や背景に目を向けられるよう、身につけておきたい考え方です。



👉事例の主の困りごとと、その背景にあるものを考えてみましょう。

STEP3：主の課題の背景にあるものを考える～冰山モデル～

冰山モデルを用いて、主の課題の背景にあるものを考えてみましょう。

①表面化している困りごと

②-a 背後や近接関係にある社会問題

②-b 排除を強化する価値観・思想

STEP3：主の課題の背景にあるものを考える～冰山モデル～

冰山モデルを用いて、主の課題の背景にあるものを考えてみましょう。

①表面化している困りごと

- ・ 家事ができない
- ・ 家計のやりくりができない
- ・ 学校に行っていない子どもがいる
- ・ 困った時に助けてくれる人がいない

②-a 背後や近接関係にある社会問題

- ・ うつ病がある
- ・ 助けてくれる人がいない
- ・ 子どもに対する負い目がある

②-b 排除を強化する価値観・思想

- ・ 子育ては母親が責任持ってすべき
- ・ 生活保護受給者に対する偏見

STEP4 : (改めて) 主の課題を分析する

STEP2の「主のストレングス」とSTEP3の「主の課題の背景にあるもの」を踏まえて、STEP1で作成した「主の課題（世帯員も含む）」を改めて分析してみましょう。（付箋に書いて、上から貼り付けましょう）

「ストレングス」や「課題の背景」を踏まえて、追加や修正があるか、見直してみましょう

【STEP1のシートに加筆・修正を行ってください】

（例えば）

新たに見つかった課題を付箋で追加
課題の背景にあるものを付箋で追加

STEP4 : (改めて) 主の課題を分析する

STEP2の「主のストレングス」とSTEP3の「主の課題の背景にあるもの」を踏まえて、STEP1で作成した「主の課題（世帯員も含む）」を改めて分析してみましょう。（付箋に書いて、上から貼り付けましょう）

「ストレングス」や「課題の背景」を踏まえて、追加や修正があるか、見直してみましょう

1. 日常生活の側面における課題（健康・住まい・生活・就労・家族関係など）

- ・家事ができていない。
- ・学校に行っていない長男に、どのように対応したらよいかわからない。
- ・（長男）高校を休みがちであることから、留年などの可能性がある。
また、家から出ることが少ないため、健康状態にも不安がある。

疲れているのかも…。

2. 社会生活の側面における課題（人との交流・近隣や地域との関わり・社会参加など）

- ・近隣とのかかわりがない。
- ・困った時に助けてくれる人がいない。
- ・（長男）高校を休みがちであり、友人とのかかわりが途絶えている。

母親や家のことが
気がかりなのかも…。

3. 経済的な側面における課題（収入・債務・家計のやりくりなど）

- ・家計のやりくりができない。

一人で辛くなっ
ているのかも…。

どうしたらよいか、
わからないのかも…。

STEP5：課題解決の方法を検討する～援助方針の策定～

課題分析の結果を踏まえ、「③援助方針」を「①援助目標（中長期）」「②援助目標（短期）」に沿って、策定してみましょう。

「援助方針」の前に、「目標」を明確にする必要があります。

(①⇒②⇒③の順番で考えてみてください。②⇒①でも結構です。)

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）
※②の短期の目標を達成するための、具体的な取組（本人・福祉事務所）を記入してください。	※短期の目標（希望）を記入してください。	※中長期の目標（希望）を記入してください。

記入後、グループで共有してみましょう。

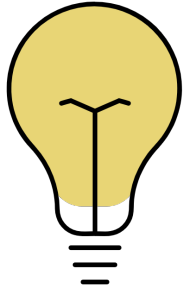
STEP5：課題解決の方法を検討する～援助方針の策定～

課題分析の結果を踏まえ、「③援助方針」を「①援助目標（中長期）」「②援助目標（短期）」に沿って、策定してみましょう。

「援助方針」の前に、「目標」を明確にする必要があります。
(①⇒②⇒③の順番で考えてみてください。②⇒①でも結構です。)

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）
※②の短期の目標を達成するための、具体的な取組（本人・福祉事務所）を記入してください。 • 本人、長男の現在および今後に向けた希望を聴取する。 • 本人の病状、就労に無理がないかを確認する。 • 「調整会議」にて、今後の世帯への支援のあり方を検討する。 • 家計改善支援事業の利用相談をする。 • 子どもの進路選択支援事業の利用相談をする。 • 本人、長男に「〇カツ！」を渡し、クラブ活動費が支給できることを説明する。	※短期の目標（希望）を記入してください。 • 本人と長男の目標、希望を実現するための取り組みを実施する。 • 主と長男の希望をふまえて、活用可能なフォーマル・インフォーマルな支援を活用する。 • 家計改善支援事業の利用 • 子どもの進路選択支援事業の利用 • 高等学校等就学費の利用	※中長期の目標（希望）を記入してください。 • 目標や希望を持った生活の継続 • 世帯の生活の安定 • 孤立しない生活の維持 • 家計のやりくりができる • 長男の安定的な就学 • 部活動への参加

援助方針の策定にあたっては、本人のおかれている状況の理解につとめ、本人の思い、願いを大切にしながら、できるだけ本人と一緒に検討することが大切です。



参考資料：枠組み

事前準備：検討したい事例の概要

世帯・続柄		性別	年齢	職業	収入

【家族関係図】

保護の種類			
保護歴			
要介護度			
障害手帳			
傷病			
ADL			
資産		負債	
収入、給付			

【世帯の概要】

【住環境・日常生活の状況】

【生活歴】

【事例提出者が困っていること】

STEP1 : 主の課題を分析する



事例を読み、どのような課題があるか考えてみましょう。
主以外の世帯員がいれば、世帯員も含めて考えてみましょう。

「3つの自立」の観点から
考えてみることも有効です

記入後、グループで共有してみましょう。



STEP2 : 主のストレングスを考える



主のストレングスを挙げてみましょう。

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望

記入後、グループで共有してみましょう。



STEP3：主の課題の背景にあるものを考える～冰山モデル～

冰山モデルを用いて、主の課題の背景にあるものを考えてみましょう。

①表面化している困りごと

②-a 背後や近接関係にある社会問題

②-b 排除を強化する価値観・思想

STEP4 : (改めて) 主の課題を分析する

STEP2の「主のストレングス」とSTEP3の「主の課題の背景にあるもの」を踏まえて、STEP1で作成した「主の課題（世帯員も含む）」を改めて分析してみましょう。（付箋に書いて、上から貼り付けましょう）

「ストレングス」や「課題の背景」を踏まえて、追加や修正があるか、見直してみましょう

【STEP1のシートに加筆・修正を行ってください】

（例えば）

新たに見つかった課題を付箋で追加
課題の背景にあるものを付箋で追加

STEP5：課題解決の方法を検討する～援助方針の策定～

課題分析の結果を踏まえ、「③援助方針」を「①援助目標（中長期）」「②援助目標（短期）」に沿って、策定してみましょう。

「援助方針」の前に、「目標」を明確にする必要があります。
(①⇒②⇒③の順番で考えてみてください。②⇒①でも結構です。)

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）
※②の短期の目標を達成するための、具体的な取組（本人・福祉事務所）を記入してください。	※短期の目標（希望）を記入してください。	※中長期の目標（希望）を記入してください。

本研修の獲得目標の再確認

- ✓ **子どものいる世帯の特徴や基本的な知識を学び、支援にあたっての考え方や姿勢を理解する**

講師からのメッセージ

(記載例)

子どもの課題と親自身の課題を理解・整理（アセスメント）しながら、
ご本人たちの希望を確認しつつ、
どのような支援が必要か、何から支援すべきか、
将来の展望も含めて丁寧に聞き取って支援していくことが大切です。
こどもに接する際には、こども基本法の基本理念も念頭に置きながら、
本音を聞き取れるよう心がけつつ、
必要に応じて連携先と協力しながら支援していきましょう。

獲得目標の確認と振り返り

獲得目標の達成度

「はじめに」を適宜確認しましょう

▶ 達成度 → 達成！ ・ まあまあ達成！ ・ もう少し！ ・ いまいち！

▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

学べてよかったこと・もっと知りたいこと

明日からの仕事に活かしたいこと

【教材作成に用いた資料】

これらの書籍・文献にも目を通してみましょう

- 厚生労働省「資料1 子どもの貧困への対応について」『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第27回）』,令和5年11月27日.
（最終閲覧日：令和7年3月24日） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36563.html
- 厚生労働省「資料1 子どもの貧困への対応について」『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第22回）』,令和4年10月31日.
（最終閲覧日：令和7年3月24日） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28862.html
- こども家庭庁支援局虐待防止対策課「別添2 学校でヤングケアラーに気づくために（学校向けポスター）」『（事務連絡）ヤングケアラーへの支援に活用可能な関係資料について』,令和6年6月12日.
- こども家庭庁『ヤングケアラーとは』（最終閲覧日：令和7年3月24日） <https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/>
- こども家庭庁『こども基本法』（最終閲覧日：令和7年3月24日） <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>
- 厚生労働省社会・援護局保護課『令和6年度社会・援護局関係主管課長会議 資料4』（最終閲覧日：令和7年3月25日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52773.html
- 厚生労働省健康・生活衛生局健康課保健指導室『令和6年度保健師中央会議【行政説明 資料16】』,令和6年8月8日～8月9日.
（最終閲覧日：令和7年3月24日） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41971.html
- 東京都港区『児童相談所とは』（最終閲覧日：令和7年3月24日）
<https://www.city.minato.tokyo.jp/jidousoudanjunbitan/soudan/about.html>
- こども家庭庁『児童相談所の概要』（最終閲覧日：令和7年3月24日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/43ce0992/20230401_policies_jidougyakutai_10.pdf
- 新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- 新保美香「生活保護実践講座2023 /第10回」『生活と福祉（3月号）』全国社会福祉協議会,2024年.
- 神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課『神奈川県版子どもの健全育成プログラム』,令和6年10月版.
- 社会的包摂サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』中央法規出版,2015年.

【参考図書・文献】

- 子どもの進路に関する情報【○カツ!】（最終閲覧日：令和7年3月24日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001270093.pdf>